

介護施設における
転倒事故と安全配慮義務
～介護テックでどう変わる？～

目次

介護施設内で発生した転倒事故と安全配慮義務	3
安全配慮義務が争われる「時点」に要注意	8
株式会社Magic Shields～「ころやわ」	9
インフィック株式会社～「LASHIC care」	10
「システム導入＝介護事故ゼロ」ではない	11

介護施設内で発生した転倒事故と安全配慮義務

○ 大阪地裁平成29年2月2日判決

社会福祉法人：Y

代表理事：Y1

特養ショートステイ



19日後

平成23年9月11日

転倒事故①発生

6:10 p.m. ナースコール ▶ 訪室

▶ 洗面所に足を向け、居室入口に頭を向けて倒れていた。



トイレから出てきたらフラフラして倒れてしまった。こけた時に頭も打った

平成23年9月30日

転倒事故②発生

3:35 a.m. ナースコール ▶ 訪室

▶ ベッドに横たわっていた。

転倒した。



9:00 a.m.頃 家族へ転倒、頭部打撲を報告

9:40 a.m.頃 職員が太郎を病院へ連れて行く

▶ 急性硬膜下血腫

～平成23年10月1日

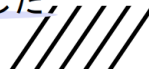
開頭血腫手術

▶ 意思疎通不可、植物状態



平成26年6月8日

急性硬膜下血腫を原因とした呼吸不全により死亡



利用者：太郎さん

- 昭和7年3月生まれ（79歳）
- パーキンソン症候群等の影響で転倒リスク高
- 意思能力、判断能力に問題なし

介護施設内で発生した転倒事故と安全配慮義務

～3つの点について争われた～

①ポータブルトイレを設置する義務の有無

②衝撃吸収マットを設置する義務の有無

③離床センサーを設置する義務の有無

①ポータブルトイレを設置する義務の有無

ア ポータブルトイレ等の設置について

原告らは、本件居室にポータブルトイレ等を設置すれば、Bがトイレに行くために歩行する距離を縮め、転倒する危険を回避することができたにもかかわらず、被告がポータブルトイレ等を設置しなかったことは結果回避義務の違反に当たる旨主張する。

しかしながら、仮にポータブルトイレ等を設置したとしても、前記認定事実(2)のとおり、原告にはふらつきによる転倒の危険があったことからすれば、ポータブルトイレを使用して排せつする際に介護者がいなければ原告が転倒する危険は排除できない。さらに、本件契約は、「利用者が利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮」し、「自律した日常生活を営むことを支援する」とされているところ(甲1)、前記認定事実(2)ア、エからキまで、ケ、シのとおり、Bは自宅においてはポータブルトイレ等を使用していなかったのであり、本件施設においてBにポータブルトイレ等を使用させることは、自宅での生活との連続性を失わせ、本件契約の目的に反することになるといえる。そうすると、被告に対してポータブルトイレ等を設置することが結果回避義務として義務付けられていたということとはできない。

したがって、原告らの前記主張を採用することはできない。

②衝撃吸収マットを設置する義務の有無

イ 衝撃吸収マットの設置について←

原告らは、本件居室に衝撃吸収マットを敷くことによりBの転倒及び転倒による被害の拡大を防止することが可能であったにもかかわらず、被告が衝撃吸収マットを設置しなかったことが結果回避義務の違反に当たる旨主張する。←

しかしながら、衝撃吸収マットは、その段差及び弾性により、かえって転倒の危険が増大することもあり得るし、転倒の際に頭部が衝突するのは床に限られないのであって、本件居室の床に衝撃吸収マットを敷き詰めることによって本件事故の発生を防ぐことができたことの裏付けもない。そうすると、被告に対して衝撃吸収マットを設置することが結果回避義務として義務付けられていたということとはできない。←

したがって、原告らの前記主張を採用することはできない。←

③離床センサーを設置する義務の有無

ウ 離床センサーの設置について

(ア) 前記認定事実(4)アからウまでによれば、本件事故より前にナースコールを自己判断により押さない者に対して離床センサーを設置することが転倒事故の予防に効果があると学会等で発表され、離床センサーを販売する会社においても転倒予防の効果がある旨を商品の説明に用いていたことを認めることができる。そして、前記争いのない事実等(1)イ、前記認定事実(4)イ、エのとおり、被告は高齢者向けの介護事業を営む事業者であること、Jらの学会発表からは5年以上が経過していること、本件施設に離床センサーは導入されていたことに鑑みれば、被告が、本件事故当時、自らナースコールを押そうとしない患者に対して離床センサーを設置することが転倒予防に効果があることについて知見を有することを期待することが相当と認められる。

そして、前記(2)で認定説示したとおり、Bは一人でトイレに行けば転倒するおそれが相当程度あるにもかかわらず、被告の職員からの再三の注意も聞かずにナースコールを使わずにトイレに行っていたことが認められる。そうすると、Bはナースコールを使わなければならないときに使おうとしない者であったといえ、離床センサーを設置することはBの転倒予防に効果があったと認めるのが相当である。

また、前記認定事実(4)エのとおり、本件施設には離床センサーの器具が1台保管されており、本件事故当時は使用されていなかったから、被告は、本件居室にその離床センサーを設置することが可能であったと認められる。

そして、前記(2)で認定説示したとおり、Bにはナースコールを押さずに一人でトイレに行こうとして転倒する危険が存在していたところ、本件居室に離床センサーを設置すれば、被告の職員が、Bがトイレ等に行くためにベッドから降りようとしていることに気づき、本件居室に駆けつけることによってBが転倒しないように見守ることができたのであって、前記危険を回避することができた可能性が高いと認めるのが相当である。

したがって、本件事故当時、被告は、Bがトイレに一人で行こうとして転倒する危険を回避するために離床センサーを設置することが義務付けられていたというべきであり、離床センサーを設置しなかったことは結果回避義務の違反に当たると認められる。

安全配慮義務が争われる「時点」に要注意

- ・ 介護事故が発生した

当時の知見に基づいて判断される



- ・ 現在ではどのような介護テックがあるのかを考えて見る。



株式会社Magic Shields～「ころやわ」

～転んだときだけ柔らかくなる置き床：転倒による骨折の予防～



こんなお悩みはありませんか？

- ＞ 施設内での転倒による骨折数が、なかなか減らない…
- ＞ 離床センサーを付けているけれど、対応が間に合わない…
- ＞ 転倒骨折予防のためにベッドのそばへマットを敷いてみたけれど、離床のたびに片付けるのが大変…
- ＞ 転倒骨折予防のためにマットを敷いたが、患者様・ご利用者様がマットに足を取られて転んでしまった…

インフィック株式会社～「LASHIC care」～

～データ活用で転倒リスクなどの未来を予測する～

介護施設用 介護業務支援システム
LASHIC care

ログイン

お見積・お問合せ

導入メリット

導入の流れ

導入事例

テクノロジーで日常の介護業務を効率化。
データ活用で転倒リスクなどの未来を予測。
LASHIC-careはお客様を見守ります。

2020.07.01 離床予測機能をリリースしました。



「システム導入＝介護事故ゼロ」ではない

何のために導入しているのかを考えよう



裁判例の分析や介護事故に関するリスク
マネジメント研修の重要性

思考停止に陥らないことが大切